

保証料率一覧表

(平成30年4月1日現在)

区分	制度名	責任共有	料率区分(注1)									特別小口(注2)	有担保割引(注3)	会計参与設置会社割引(注4)	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨				
協会制度	一般保証(普通保証、無担保保証)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	無担保ワイド保証	対象	—	—	—	—	—	—	0.80	0.60	0.45	—	—	○	
	長期経営資金	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	商業手形割引	対象										0.90	○	○	
	季節保証	対象										0.90	○	○	
	根保証(手形貸付)	対象										0.90	○	○	
	根保証(手形割引)	対象										0.85	○	○	
	当座貸越根保証	対象										0.85	○	○	
	事業者カードローン当座貸越根保証	対象	0.85	○	○										
	小口零細企業保証	対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	—	○	○	
	経営力強化保証	対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	—	○	○	
		対象外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	—	○	○	
	特別小口保証	対象外	—									0.90	—	○	
	流動資産担保融資保証	部分保証	0.68									—	—	○	
	特定社債保証	部分保証	—									—	○	○	
	財務要件型無保証人保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	借換保証みえ	対象										—	○	○	
	設備応援保証	対象										—	○	○	
	ビルドプラス	対象										—	○	○	
	証貸500/証貸5000	対象	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	—	○	○	
	セレクトプラス	対象										—	○	○	
	税理士連携短期継続保証	対象	—									—	○	○	
	コラボみえ保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	コネクトみえ保証	対象										—	○	○	
自主廃業支援保証	対象	—										○	○		
「昇龍道・おもてなし」保証	対象	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	—	○	○		
事業承継サポート保証	対象	1.15									—	○	—		
危機関連保証	対象外	0.80									0.65	—	○		
真珠養殖業・養鶏業に対する保証	対象外	1.35									—	○	○		
県制度	小規模事業資金	一般扱いその1	対象	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	—	○	○
		一般扱いその2	対象	1.60	1.50	1.30	1.15	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	小規模借換資金	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	小規模事業者小口資金	対象外	1.80	1.65	1.45	1.30	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	—	○	○	
	経営革新資金	対象	0.44または0.91(※1新事業開拓保険・経営革新関連特例に係るもの)									—	—	○	
	事業承継支援資金	対象	—									—	○	○	
	働き方改革支援資金	対象	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	みえ経営向上支援資金	対象	—									—	○	○	
	創業・再挑戦アシスト資金	対象外	0.60または0.50(スタートアップ支援扱い)									—	—	○	
	リフレッシュ資金	対象	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	—	○	○	
	環境・防災対策等促進資金	対象										—	○	○	
	セーフティネット資金	対象外	0.60(1~4、6号)または0.44(5号)									—	—	○	
		危機関連	対象外	0.50									—	—	○
四日市市	四日市市中企業振興資金	対象	1.30	1.15	0.95	0.75	0.55	0.40	0.20	0.00	0.00	—	○	○	
	四日市市環境改善設備資金	対象	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	—	○	○	
	四日市市独立開業資金	対象外	0.60または0.30(認定特定創業支援事業による創業者)									—	—	○	

(注1)財務その他の経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定します。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がない方。

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方。

③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する方。

(注2)特別小口保証(責任共有制度対象外)を利用した場合は「特別小口」の欄に表示された利率を適用します。

(注3)担保の提供がある場合は、表示料率より0.1%を引き下げます。

(注4)「会計参与設置会社」については、表示料率より0.1%を引き下げます。

※責任共有制度対象外の制度を経営力強化保証で借り換える場合(同額借換)は、責任共有制度対象外となります。

※上記以外の保証制度に係る信用保証料率につきましては、当協会までお問い合わせ下さい。